

旧村庁舎跡地及び農振センターの整備に係る予算配分の見論

- 現状
- 旧役場庁舎
- 解体費捻出のため「産業振興及び地域文化振興に寄与する」名目で過疎債事業として 2 億 3800 万を計上している（内 2 億 1500 万を起債）
 - 解体のみの場合は全額村費負担となる（過疎債は何らかの事業実施が必要）
- 農業振興センター
- 耐用年数 50 年。1983 年竣工につき、2033 年までには大規模改修が必要
 - 現状で解体した場合、減価償却の残額分に占める補助金相当額を返還する必要がある

	今後必要と想定される経費	論点
A 案	庁舎跡地 公園（緑化） 建物なし 農振センター ※10 年以内に 大規模改修が必須 <村負担 5250 万円> (起債済：旧庁舎解体費 1 億 1500 万円) ・農振センター大規模改修費 1 億 7500 万円 (試算：25 万円 / ㎡ × 350 ㎡ × 2F) ※過疎債等補助金利用を想定しています。 ※建物なしの場合、事業評価により過疎債返還義務が発生するリスクあり。その場合は全額村費負担。 【総事業費 1 億 7500 万円】	「振興に資する施設」要件が認められなければ過疎債返還のリスクがある - 有志案の整備でも農振センターの改修（管理機能の付加、トイレなどの整備）が必要 - 農振センターの改修状況によっては補助金返納が必要 - 農振センター老朽化に伴う整備の際に、再度計画づくりが必要
B 案	庁舎跡地 建物新設（1F） 農振センター ※10 年以内に 大規模改修が必須 <村負担 9210 万円> (起債済：旧庁舎解体費 1 億 1500 万円) ・旧庁舎跡地の施設整備費 1 億 3200 万円 (試算：40 万円 / ㎡ × 330 ㎡) ・農振センター大規模改修費 1 億 7500 万円 (試算：25 万円 / ㎡ × 350 ㎡ × 2F) ※過疎債等補助金利用を想定しています。 【総事業費 3 億 700 万円】	- 農振センター老朽化に伴う整備の際に、再度計画づくりが必要 - 農振センター工事に伴う新施設の利便性低下のタイミングがある
C 案	庁舎跡地 農振センター跡地 一体的な建物 新設（1F） <村負担 1 億 2860 万円> (起債済：旧庁舎解体費 1 億 1500 万円) ・農振センター解体費 約 1 億円 ・一体型施設整備費 2 億 7200 万円 (試算：40 万円 / ㎡ × 680 ㎡) ・農振センター廃止による補助金返還 1700 万円 ※過疎債等補助金利用を想定しています。 【総事業費 3 億 8900 万円】※ 返還金含む	- 敷地を一体的に利用した施設整備が可能 - 農振センター解体→新施設竣工までの間、村民活動空間が著しく不足する - 農振センターの耐用年数前解体による補助金の返納が必要
D 案	庁舎跡地 建物新設 （1 期工事） 農振センター跡 建物新設 （2 期工事） <村負担 1 億 2860 万円> (起債済：旧庁舎解体費 1 億 1500 万円) ・農振センター解体費 約 1 億円 ・1 期整備費 1 億 3200 万円 (試算：40 万円 / 330 ㎡ × 680 ㎡) ・2 期整備費 1 億 4000 万円 (試算：40 万円 / 350 ㎡ × 680 ㎡) ・農振センター廃止による補助金返還 1700 万円 ※過疎債等補助金利用を想定しています。 【総事業費 3 億 8900 万円】※ 返還金含む	- 工事を 1 期、2 期に分けることで敷地の一体的活用が可能 - 農振センターの耐用年数前解体による補助金の返納が必要

※150 人規模の集会室を別途独立して整備する場合は、追加で 8000 万円必要となる
(試算：40 万円 / ㎡ × 200 ㎡)

※近年の物価上昇により、整備費用が大幅に増加する可能性もある

<補足 1> 過疎債
過疎指定されている自治体が許可されている起債事業。償還（返済）額の 70%が普通交付税として自治体に充当されるため、実質的に自治体負担 3 割で事業実施が可能。

<補足 2> 補助金の返還
施設整備に補助金が支給されている際、耐用年数経過以前に廃止された場合は減価償却額の補助金相当分を返還（返納）する必要がある。

